

条件付一般競争入札説明書

大阪北摂霊園給水設備更新工事（その3）
一般財団法人大阪府タウン管理財団

入札参加者は、この条件付一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）のほか、入札公告、条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札説明資料等の交付

入札公告、入札心得、及び入札説明書等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札説明資料等」という。）を一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）ホームページに掲載し、交付する。なお、入札公告については、財団千里事業本部にも掲示する。

2 入札説明資料等に対する質問及び回答

(1) 質問

①質問期間と回答日

入札公告による。

②質問方法

様式第5号にてFAXにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。なお、FAXの送信先は、入札公告に記載し、公表する。

③質問内容

質問には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。なお、記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

全ての入札参加希望者に対しFAXにて行なうと同時に、財団千里事業本部にて縦覧する。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加希望者が被った損失について、財団は一切の責めを負わない。

3 予定価格等の公表

「予定価格」及び最低制限価格制度を採用する入札については「最低制限価格」を入札公告に記載し、公表する。

4 入札参加資格

入札参加者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- ①入札公告に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
- ②大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと。
- ④入札公告の公告の日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち入札公告に定める業種について、同法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。
- ⑤入札公告に定める「業種」について、入札公告に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- ⑥参加資格確認申請書の提出の日までに、入札公告に定める「業種」について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ⑦入札公告の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は入札公告に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - エ 大阪府又は財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（入札公告の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 入札参加資格審査の内容

本入札に参加を希望する者は、入札公告に記載されている期間内において、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び以下の添付資料を持参により提出し、財団の審査を受けなければならない。

- ①大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果の写し
- ②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③配置技術者調書（様式第7号）及び技術者資格証等の写し
- ④工事实績調書（様式第8号）及び契約書・図面等の写し
- ⑤その他、必要と認められるもの

(2) 入札公告により、配置技術者の確認対象となっている場合は、入札参加資格審査の対象者についてのみ以下の確認を行う。

①資格の確認

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の原本及びその写しを入札公告に示す日時までに財団千里事業本部あてへ提出すること。

ア 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）

イ 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）

②雇用関係の確認

入札公告の「3. 入札参加資格」の「配置予定技術者」に示すところにより、当該監理技術者が入札参加資格確認申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有することを条件としている場合は、当該技術者の健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の写しを入札公告に示す日時までに財団千里事業本部あてへ提出すること。

なお、上記①の資格の確認で、資格者証で雇用関係が確認できるときは、保険証の写しの提出を要しない。

③原本照合の実施

①により提出された資格者証等は財団が写しを取った後、当該写しを保管する。なお、資格者証等は、写しを取った後、直ちに返却する。

また、原本を確認できない場合は、入札参加資格が無いものとする。

※ 配置監理技術者・主任技術者について 【重要】

監理技術者又は主任技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負代金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は、7,000万円以上）には、工事現場ごとに専任の者を配置する必要があります。（建築業法第26条第3項）

この場合、特定建設業又は一般建設業の許可要件である、「経營業務の管理責任者」及び「営業所における専任技術者」の配置は認められません。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札公告に示す日時で、電話連絡のうえ結果通知書を交付する。

なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求められることができる。

6 設計図書等の交付

設計図書等は、5（3）の入札参加資格ありの通知を受けた者に対し交付する。

(1) 交付期間

入札公告による。

(2) 交付方法

交付は郵送により行う。

なお、設計図書等送付用として、515円切手を貼付した封筒を入札参加資格確認申請時に提出すること。

(3) 交付する設計図書等の内容

入札公告による。（入札公告の「交付書類一覧表」参照）

(4) その他

設計図書等は、本件入札の積算及び見積以外の目的で使用してはならない。

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問

①質問期間と回答日

入札公告による。

②質問方法

様式第6号にてFAXにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。

なお、FAXの送信先は、入札公告による。

③質問内容

質問には、入札参加者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。

記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

全ての入札参加者に対しFAXにて行うと同時に、財団千里事業本部にて縦覧する。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被る損失について、財団は一切の責めを負わない。

8 連絡事項の報告

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等が発生した場合は、全ての入札参加者に対し、財団からFAX又は電話連絡等を行う。

9 入札書の提出

入札書（様式第2号）の提出については、次のとおりとする。

(1) 入札日時

入札公告による。

(2) 入札場所

入札公告による。

(3) 提出方法等

①入札参加者は、入札書を入札用封筒（長形封筒4号程度）に入れて密封し、入札当日に直接持参すること。この場合において、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号）を持参させ、入札当日に財団に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

②入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

③入札書は書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

④その他詳細は、入札心得によるものとする。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合はそれを撤回することができない。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第3号）を入札執行（開札）までに提出するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、当該入札には再度参加することはできない。

11 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合があるものとする。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他財団が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

12 調査の実施

11（2）により、入札を保留等したときは、必要に応じて入札に係る調査を行う。この場合は、入札参加者は必要に応じて調査に協力しなければならない。

13 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

15 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
入札公告による。
- (2) 開札の方法
入札担当者が、受領した入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。
開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
- (3) 入札会場への入室
入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、財団より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札書提出時点において入札参加資格がない者の提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17 失格

入札心得第12条の規定に該当する者は失格とする。

18 落札者の決定

入札心得第13条の規定により、落札者を決定する。

19 契約手続き等

(1) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日は含まない）に契約書を提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

(2) (1)の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。

(3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は入札公告に定める業種以外の業種に係るものを受けた場合を除く。）

ウ 大阪府又は財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

(5) (2)～(3)の規定により契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として財団に支払わなければならない。この場合、財団は一切責めを負わない。

20 契約保証金

入札心得第15条の規定による。

21 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申出書に虚偽の記載を行った者による入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 持参した書類の返却を行わない。